

報告第2号

専決処分した事件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年3月7日 提出

佐々町長 古 庄 剛

記

1. 専決処分した事件名

令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第10号）

2. 専決処分年月日

令和5年2月15日

令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度佐々町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,301,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月15日 専決

佐々町長 古 庄 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		134,709	140	134,849
	4. 雑入	83,703	140	83,843
歳 入 合 計		8,301,504	140	8,301,644

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		941,871	140	942,011
	1. 土木管理費	97,059	140	97,199
歳 出 合 計		8,301,504	140	8,301,644

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入	134,709	140	134,849
歳入合計	8,301,504	140	8,301,644

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	941,871	140	942,011	0	0	140	0
歳出合計	8,301,504	140	8,301,644	0	0	140	0

2 歳 入

(款) 20. 諸収入 (項) 4. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	57,789	140	57,929	1. 雑入	140	自動車損害共済金(建設課)
計	83,703	140	83,843			

3 歳 出

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	97,059	140	97,199	0	0	140	0	21. 補償、補填 及び賠償金	140	公用車交通事故損害賠償金
計	97,059	140	97,199	0	0	140	0			